

発行登録追補目論見書

2020年11月

 北陸電力株式会社

発行登録追補目論見書

北 陸 電 力 株 式 会 社

目 次

頁

【表 紙】	1
第一部 【証 券 情 報】	3
第 1 【募 集 要 項】	3
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	3
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	6
3 【新規発行による手取金の使途】	6
第 2 【売 出 要 項】	6
第 3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第二部 【公開買付けに関する情報】	7
第三部 【参 照 情 報】	7
第 1 【参 照 書 類】	7
1 【有価証券報告書及びその添付書類】	7
2 【四半期報告書又は半期報告書】	7
3 【四半期報告書又は半期報告書】	7
4 【臨時報告書】	7
5 【訂正報告書】	7
第 2 【参照書類の補完情報】	7
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	9
・ 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	10
・ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	11

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1－関東 1－8
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 北陸財務局長
【提出日】 2020年11月27日
【会社名】 北陸電力株式会社
【英訳名】 Hokuriku Electric Power Company
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊
【本店の所在の場所】 富山市牛島町15番 1 号
【電話番号】 076 (441) 2511 (代表)
【事務連絡者氏名】 経理部財務チーム統括 (課長) 宮本 学
【最寄りの連絡場所】 富山市牛島町15番 1 号
【電話番号】 076 (441) 2511 (代表)
【事務連絡者氏名】 経理部財務チーム統括 (課長) 宮本 学
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 10,000,000,000円
【発行登録書の内容】

提出日	2019年 7 月 26 日
効力発生日	2019年 8 月 5 日
有効期限	2021年 8 月 4 日
発行登録番号	1－関東 1
発行予定額又は発行残高の上限 (円)	発行予定額 200,000,000,000円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
1－関東 1－1	2019年 8 月 29 日	10,000,000,000円	—	—
1－関東 1－2	2019年11月28日	10,000,000,000円	—	—
1－関東 1－3	2019年11月28日	10,000,000,000円	—	—
1－関東 1－4	2020年 5 月 21 日	10,000,000,000円	—	—
1－関東 1－5	2020年 7 月 9 日	10,000,000,000円	—	—
1－関東 1－6	2020年 9 月 4 日	20,000,000,000円	—	—
実績合計額 (円)		70,000,000,000円 (70,000,000,000円)	減額総額 (円)	なし

- (注) 1. 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。
2. 今回の募集とは別に、北陸電力株式会社第340回社債 (一般担保付) (券面総額又は振替社債の総額 10,000百万円 (発行価額の総額10,000百万円)) を発行すべく、2020年11月27日に発行登録追補書類 (発行登録追補書類番号 1－関東 1－7) を北陸財務局長に提出しておりますが、2020年12月 3 日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日 (2020年11月27日) 現在払込が完了していないため、上記実績合計額及び下記残額欄の算出には加算されておりません。

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 130,000,000,000円
 (130,000,000,000円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 北陸電力株式会社 石川支店
(金沢市下本多町六番丁11番地)
北陸電力株式会社 福井支店
(福井市日之出一丁目4番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	北陸電力株式会社 第341回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	10,000,000,000円
各社債の金額（円）	10万円
発行価額の総額（円）	10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.15％
利払日	毎年6月及び12月の各15日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するとき、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）10.「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2024年12月13日
償還の方法	1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2024年12月13日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）10.「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年11月30日から2020年12月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年12月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法附則第17項に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は一般担保付きであり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社社格付投資情報センター（以下R&Iという。）からA+の信用格付を2020年11月27日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の

流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号または別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本（注）4.、本（注）5.、本（注）6. 及び本（注）8. に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会へ提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
 - (3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。
7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
8. 公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。
9. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）8. に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
11. 発行代理人及び支払代理人
- 株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,900,000,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して引受ならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金30銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000,000,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000,000,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000,000,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	800,000,000	
今村証券株式会社	石川県金沢市十間町25番地	150,000,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	100,000,000	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	50,000,000	
計	—	10,000,000,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間14万円支払うこととしている。
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り一丁目2番26号	

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	38	9,962

(2)【手取金の使途】

手取概算額9,962百万円は、第97期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の設備資金、社債の償還資金及び北陸電力送配電株式会社への投融資資金に充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第96期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年7月29日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年10月29日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2020年7月3日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月27日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して記載したものであります。

また、以下の内容に記載した将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、その達成を保証するものではありません。

(1) 志賀原子力発電所の状況について

当社は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故を受け、早期に「安全強化策」を取りまとめ、実施してきた。引き続き、新規制基準も踏まえた「安全性向上施策」に関する工事を進めており、2号機については新規制基準への適合性確認審査を受けている。

「安全性向上施策」については、これまでも先行他社の審査状況を踏まえ得られた知見・評価を反映しながら進めてきており、2021年度内の工事完了を目指している。

今後、2号機の審査や他社の発電所の審査状況により、更に工事内容の充実を図る可能性があるが、審査状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど、早期の工事完了を目指していく。また、1号機については引き続き検討を進めていく。

一方、敷地内断層については、現在、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査の場で審査されている。

2020年7月に行われた審査会合では、当社は、評価対象断層として確定していた9本（陸域6本、海岸部3本）の断層の活動性評価について、鉤物脈法及び上載地層法により評価した結果、いずれの断層も活断層ではないことを説明した。

同会合において、「鉤物脈法による新しいデータが提出され、一部の断層に関して、鉤物脈が最新面を切った以降、

活動していないことが示された点について、有識者会合の評価書（2016年4月）で求められていた今後の課題に対応したものである。」との評価を受けた。

また、2020年10月に行われた審査会合では、当社は、海岸部の評価対象断層を1本追加することを説明し、陸域を含めた計10本の断層の選定について、妥当であるとの評価を受けた。これにより、断層の抽出と評価対象断層の選定が完了した。

今後は、活動性評価の審査において、追加調査等により得られている新たなデータ等を丁寧に説明し、当社評価の妥当性を理解していただけるよう努めていく。

安全対策や敷地内断層の調査については、その内容を地域の皆さまにわかりやすく丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう最大限努力し、早期の再稼働を目指していく。

今後も、新規制基準等への確に対応するとともに、世界最高水準の安全性を目指していく。

なお、新規制基準への適合性確認審査の進捗や原子力政策・規制の見直し等によって、原子力発電所の停止が長期化する場合や稼働率が低下する場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気事業に関わる制度の変更等について

2018年7月に見直されたエネルギー基本計画において、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」について記載されるとともに、原子力発電は引き続き「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけられた。

電力システム改革については、2016年4月に小売全面自由化、2020年4月に送配電部門の法的分離が実施された。また、2019年7月からベースロード市場、2020年7月から容量市場、2020年11月から非化石価値取引市場での非F I T非化石証書取引が開始された。

こうした当社事業に関連する制度の変更等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

このほか、バックエンド事業に関する制度見直しや、非効率な石炭火力発電所のフェードアウトについての議論をはじめとした地球温暖化に関する環境規制の動向などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性があるが、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という当社の社会的使命に変わりはなく、お客さまをはじめステークホルダーの皆さまの視点に立ち、安定供給や更なる経営効率化に不断の努力で取り組んでいく。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産活動の停滞や消費の落ち込みによる販売電力量の減少等が見込まれ、営業収益の減少等により当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

現時点では、経営に与える影響が極めて不透明であるが、今後の経営環境の動向を注視した上で、社長を委員長とする経営基盤強化委員会において、引き続き、経営効率化施策を検討・実施していく。

なお、当社及び北陸電力送配電株式会社は、感染症の大流行時を想定した業務計画に基づき、発電設備の運転や送配電網の運用、燃料・資機材の調達をはじめとした優先業務の選定や、要員の確保策を策定している。今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じ適切に対処し、従業員の健康及び安全の確保を最優先に、電力の安定供給に努め、社会的責任を果たしていく。

(4) 経済状況や天候等による販売電力量等の変動について

販売電力量は、経済活動や天候(特に気温)の状況、電力市場における競争状況、企業の海外移転などによる産業空洞化などによって変動することから、営業収益の増減により当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

また、年間の降雨降雪量の変動により水力発電所の発電量が増減し、火力燃料費が変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(5) 燃料価格の変動等について

火力燃料は、石炭、原・重油、LNGであり、需給状況や外国為替相場の動向により、火力燃料価格が急激に変動した場合や、調達地域での操業トラブルや政治情勢の変動等により、燃料が円滑に調達できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、燃料価格の変動については、価格変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」によって一定の調整が図られることから、業績への影響は軽減される。

(6) 金融市場の動向について

当社グループの有利子負債残高は、2019年連結会計年度末で9,745億円であり、市場金利や格付の低下等に伴う調達金利の上昇により、業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、有利子負債の殆どは中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、金利上昇による業績への影響は限定的と考えられる。

また、企業年金資産等の一部は、株価・金利等の変動により時価が変動することから、業績は影響を受ける可能性がある。

(7) 自然災害・操業トラブルについて

当社グループは、電力供給設備を中心に、多くの設備を保有しており、その保守・保全には万全を期しているが、当社の設備及び当社が受電している他社の設備において地震・台風等の大規模な自然災害や操業トラブルが発生した場合、修繕費用や代替電源の調達費用の増加等により、業績は影響を受ける可能性がある。

2018年度及び2019年度に石炭火力発電所の計画外停止が発生したことを踏まえ、操業トラブルの未然防止及び早期発見・早期復旧に繋がる対策をこれまで以上に強化していく。具体的には、予防保全的な補修・取替の積極的实施、AIやIoT技術等を活用したトラブル早期検知システムの開発等といった施策の実施により、電力の安定供給確保に取り組んでいく。

(8) 電気事業以外の事業について

当社グループは、電気事業以外の事業については、その将来性や収益性を十分勘案して取り組んでいるが、他業者との競合の進展等、市場環境の変化により、業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、電気事業以外の事業規模は、電気事業規模に比べると小さいことから、業績への影響は限定的と考えられる。

(9) 企業倫理の遵守等について

企業倫理に反した行為やサイバー攻撃による被害が発生した場合、当社グループへの社会的信用の低下や対応に要する費用の増加等により、業績は影響を受ける可能性がある。

当社グループは、コンプライアンスの徹底を経営方針に掲げ、「行動規範」や「個人情報保護規定」の制定・遵守に加え、コンプライアンス研修を充実するなど、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取組みに努めているとともに、サイバー攻撃の早期発見・早期復旧するための体制構築など、情報セキュリティ対策の強化に努めている。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

北陸電力株式会社 本店
(富山市牛島町15番1号)
北陸電力株式会社 石川支店
(金沢市下本多町六番丁11番地)
北陸電力株式会社 福井支店
(福井市日之出一丁目4番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	北陸電力株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 電気事業法により優先弁済を受ける権利を保証されている社債（北陸電力株式会社 第332回社債（一般担保付））を既に発行しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループは、当社及び関係会社 32 社（子会社 22 社、関連会社 10 社）（2020 年 9 月 30 日現在）で構成されている。

当社及び北陸電力送配電株式会社は、その中心として、主に北陸三県〔富山県、石川県、福井県（一部を除く）〕と岐阜県の一部に電気を供給することを主たる事業としている。

当社の関係会社には、発電事業を行い主に当社へ供給している会社をはじめ、主に電力の供給に必要な設備の建設・補修や資機材の製造を行っている会社、当社の事業運営に付随するサービス業務に携わっている会社、更に、当社が保有する技術等を活用して情報通信事業を営んでいる会社がある。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月		2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高（営業収益）	百万円	544,568	542,572	596,283	622,930	628,039
経常利益	〃	28,041	2,012	2,671	6,656	23,236
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	〃	12,891	△622	△485	2,520	13,433
包括利益	〃	399	4,209	2,314	△412	9,782
純資産額	〃	334,003	327,614	327,645	326,950	336,456
総資産額	〃	1,509,393	1,518,076	1,588,757	1,573,127	1,592,933
1株当たり純資産額	円	1,552.48	1,515.08	1,509.29	1,501.40	1,542.20
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	〃	61.74	△2.98	△2.33	12.07	64.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	21.5	20.8	19.8	19.9	20.2
自己資本利益率	〃	3.9	△0.2	△0.2	0.8	4.2
株価収益率	倍	25.80	—	—	71.91	11.77
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	69,792	63,547	82,277	54,018	101,475
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△85,006	△104,252	△91,259	△101,338	△75,141
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	33,962	21,322	35,401	△9,912	△6,285
現金及び現金同等物の期末残高	〃	193,128	173,746	200,166	142,934	163,019
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	人	8,299 〔637〕	8,346 〔641〕	8,433 〔684〕	8,498 〔713〕	8,562 〔647〕

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第92期、第95期及び第96期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していない。第93期及び第94期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していない。

3. 第93期及び第94期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため、記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第92期	第93期	第94期	第95期	第96期
決算年月		2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高（営業収益）	百万円	494, 180	497, 617	549, 148	575, 576	573, 868
経常利益又は 経常損失（△）	〃	18, 992	△3, 256	△5, 630	2, 447	15, 707
当期純利益又は 当期純損失（△）	〃	8, 723	△1, 848	△4, 195	2, 411	10, 294
資本金	〃	117, 641	117, 641	117, 641	117, 641	117, 641
発行済株式総数	千株	210, 334	210, 334	210, 334	210, 334	210, 334
純資産額	百万円	297, 163	286, 698	280, 500	280, 243	286, 945
総資産額	〃	1, 458, 977	1, 460, 682	1, 526, 576	1, 508, 900	1, 529, 530
1 株当たり純資産額	円	1, 423. 17	1, 373. 09	1, 343. 47	1, 342. 28	1, 347. 42
1 株当たり配当額 （うち 1 株当たり中間配当 額）	〃	50. 00 (25. 00)	35. 00 (25. 00)	— (—)	— (—)	10. 00 (—)
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純損失 （△）	〃	41. 78	△8. 85	△20. 09	11. 55	49. 31
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	20. 4	19. 6	18. 4	18. 6	18. 8
自己資本利益率	〃	2. 9	△0. 6	△1. 5	0. 9	3. 6
株価収益率	倍	38. 13	—	—	75. 15	15. 35
配当性向	%	119. 7	—	—	—	20. 3
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	人	4, 997 〔73〕	5, 010 〔75〕	5, 229 〔76〕	5, 278 〔69〕	5, 325 〔61〕
株主総利回り （比較指標：T O P I X （配当込み））	% %	103. 3 (89. 2)	73. 2 (102. 3)	62. 2 (118. 5)	59. 9 (112. 5)	53. 6 (101. 8)
最高株価	円	1, 970	1, 590	1, 129	1, 217	923
最低株価	円	1, 527	1, 062	790	861	615

（注） 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第 92 期、第 95 期及び第 96 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していない。第 93 期及び第 94 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載していない。

3. 第 93 期及び第 94 期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため、記載していない。
なお、第 95 期の配当性向については、配当がないため記載していない。

4. 平均臨時雇用人員については、連結経営指標等に記載しているため、提出会社についても併せて記載している。

5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

